

高等学校における金融教育
—投資者保護の観点から—

栗城綾子

要旨

「資産所得倍増プラン」により、2024年以降新NISAが導入される。個人投資家の増加およびすそ野拡大により、投資者保護が一層重要性を増している。資産形成にあたっては、金融商品を適切に選択するための情報を入手し、意思決定のために情報を活用する能力が必要である。そのためには、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用について、生徒に教示されることが望まれる。本稿は、投資者保護の観点から、高等学校教育に導入された金融教育を検討し、家庭科と公民科の横断的学習の必要性を明らかにした。また、企業によって提供されている情報の活用能力を育成するために、企業情報のなかで主要な部分に位置付けられる一方で専門的知識が必要となる基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方について生徒に教示されるよう、学習指導要領および同解説で示す必要があることを指摘した。

キーワード：高等学校、金融教育、家庭科、公民科、投資者保護

Financial Education in High Schools:
From the Perspective of Investor Protection

Ayako KURIKI

Abstract

The new NISA will be introduced in 2024 as part of the “Doubling Asset-based Income Plan”. With the increase in the number of individual investors, along with the expansion of investors’ range, investor protection has grown ever more important. In order to build assets, it is necessary to have the ability to obtain the information needed for the appropriate selection of financial instruments and to use this information for decision-making. To this end, it is desirable for students to be taught about corporate disclosure and the use of the information provided by companies that are in place to protect investors. This paper examines the financial education that is introduced during high school education from the perspective of investor protection and clarifies the need for cross-disciplinary learning between home economics and civics. In addition, in order to foster the ability to utilize information provided by companies, the Courses of Study and the commentary should prescribe teaching students how to decipher basic financial statements (balance sheets and income statements), that is a main part of corporate information and requires specialized knowledge to understand.

Keywords: High Schools, Financial Education, Home Economics, Civics, Investor Protection

1. はじめに

2022年6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」が閣議決定された。当該方針では、新しい資本主義に向けた重点投資分野の「人への投資と分配」の一つとして、『貯蓄から投資』のための『資産所得倍増プラン』に関する方針が示されている。同プランでは、わが国の個人金融資産 2,000 兆円のうちその半分以上が現金・預金で保有されていることに鑑み、投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充や iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆かつ抜本的に進めるとされている（内閣府 2022：7）。また、その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等を見える化し、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言、勧誘、説明を促すための制度の整備を進めるとされている（内閣府 2022：7）。

現行の NISA 制度導入後、1,700 万口座が開設され、28 兆円の新規投資が行われている（内閣官房 2022：1）。とくに、20 歳代から 30 歳代の若年層の利用が急拡大している（内閣官房 2022：1）。今後、貯蓄から投資へのシフトを大胆かつ抜本的に進めていくための諸施策が実施されることによって、投資者はさらに増加しそのすそ野が広がるものと考えられる。この点について「国民のマナーがリスクに晒される蓋然性が高まる」（野崎 2022：33）ことが指摘されており、投資者保護の重要性が増している。

国民の金融リテラシーの向上を推進するために、文部科学省は学習指導要領を改訂し、2022 年からの高等学校教育に金融教育を導入した。当該金融教育は、高等学校の家庭科および公民科公共科目において導入されている。後述するように、新たに、家庭科においては金融商品の特徴（メリット、デメリット）および資産形成の視点について学ぶ。公民科公共科目においては金融の働きに関連して、様々な金融商品を活用した資産運用などについて学ぶ。日本における金融教育は 2000 年代前半から推進されてきているが、高等学校教育への金融教育の導入によって、2022 年より日本における金融教育の取り組みが新たな段階へ入ろうとしている（野崎 2022：43）⁽¹⁾。

当該分野の先行研究では、高等学校教育に導入された家庭科における金融教育（うち、投資に関する部分）について、国が投機を奨励していることや、リスク管理が自己責任になるなどの問題点が指摘されている（中川 2022：95；伏島他 2022：17-19）。また、教員の専門性を補うために金融機関が積極的に地域の高校への出前授業を実施しているが、高校生は 18 歳からクレジットカードや投資信託を契約することができるため、当該機関が公平な立場から情報提供を行うことについて疑念が生じているとの指摘もある（大藪・堀江 2022：22）。これらは、間接的に投資者保護に関連する問題である。

そこで、本稿は、投資者保護の観点から、高等学校における金融教育を検討し、課題を明らかにすることを目的としている。本稿の構成は次のとおりである。第2節では、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」をうけて、2022年11月28日に決定された「資産所得倍増プラン」を概観したうえで、投資者保護のために設けられている企業による情報公開制度の概要を示す。第3節では、金融教育に関する家庭科および公民科公共科目の新学習指導要領および同解説の内容を概観する。第4節では、投資者保護の観点から、各社発行の新課程教科書の記載内容を整理したうえで、金融教育の課題を検討する。第5節では、本稿を総括するとともに今後の課題を述べる。

2. 資産所得倍増プランと投資者保護

2.1. 資産所得倍増プラン

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」をうけて、2022年11月28日に、内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議は、「資産所得倍増プラン」を決定した。同プランは、「我が国の家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要である」とし、次の2つの目標を掲げている。「第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る」（内閣官房 2022：2）、加えて、「第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す」（内閣官房 2022：2）。そして、これらの目標の達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図るとされている（内閣官房 2022：2）。同プランは、資産所得倍増に向けて、以下の7本柱の取組みを一体として推進することを示している^①。

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保

政府が掲げる「貯蓄から投資へ」の中核となっているのは、NISA とよばれる個人投資家のための少額投資非課税制度の抜本的拡充や恒久化である（第1の柱）。現在、NISA は一般 NISA（一

人当たり 120 万円／年、5 年間非課税) とつみたて NISA (一人当たり 40 万円／年、20 年間非課税) が成年向けの制度として存在しているが³⁾、2024 年以降、NISA の抜本的拡充・恒久化が図られ、新 NISA が導入される予定である。現行制度では、一般 NISA とつみたて NISA を併用することはできないが、新 NISA ではつみたて NISA が「つみたて投資枠」、一般 NISA が「成長投資枠」という 2 つの枠に変更になり、両者を併用できるようなる。また、新 NISA では、つみたて投資枠における年間投資枠が現行の 3 倍の 120 万円に、成長投資枠の年間投資枠は現行の 2 倍の 240 万円になる。さらに、非課税保有期間が無期限化され、非課税保有限度額 (総枠) も 1,800 万円に拡大される。政府は「これまで投資未経験の方 (約 8,000 万人) に、資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけを行う」(内閣官房 2022 : 12) としている。

現行の NISA 制度導入後、1,700 万口座が開設され、28 兆円の新規投資が行われている (内閣官房 2022 : 1)。とくに、20 歳代から 30 歳代の若年層の利用が急拡大している (内閣官房 2022 : 1)。資産所得倍増プランが決定され、政府が進める「貯蓄から投資」への流れが加速する中、株式会社 SBI 証券⁴⁾ では、20 代、30 代の若年層を中心とした個人投資家層のすそ野拡大などが追い風となって 2023 年 7 月末時点で預り資産残高が 30 兆円を突破したことを公表した (株式会社 SBI 証券ウェブサイト)。このように、個人投資家、とくに若年層の投資が広がっている。今後、新 NISA が導入され、政府による資産形成への働きかけが強まれば、個人投資家はさらに増加するものと考えられる。

一方で、個人投資家層のすそ野拡大により、「国民のマネーがリスクに晒される蓋然性が高まる」(野崎 2022 : 33) ことが指摘されており、投資者保護が一層重要性を増している。

2.2. 投資者保護のための企業による情報公開

投資者は、自己責任の原則のもとに意思決定を行い、これを行動に移すのが資本主義市場経済制度における基本的なルールである (若杉 1998 : 38)。このような社会においては、意思決定者には常に十分な情報が提供される仕組みが整備されていなければならない (若杉 1998 : 38)。

わが国では、金融商品取引法が国民経済の健全な発展および投資者保護を目的として、投資者への財務諸表などを含む企業情報開示制度 (ディスクロージャー制度) を設けている。同法は第 1 条において「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、(中略) 有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」と定め、この目的を達成するため、有価証券の発行市場と流通市場のそれぞれについて、企業が投資者への情報提供のために作成・開示すべき書類を規定している。そして、財務諸表をその主要な部分として位置づけており (桜井 2023 : 17)、このよう

な会計情報のディスクロージャーは、投資者の意思決定に有用な情報を提供する役割を果たしている。まず、発行市場における規定によれば、有価証券の募集又は売出に係る届出をしようとする発行者は有価証券届出書を内閣総理大臣に提出するとともに、その写しを金融商品取引所などに提出しなければならない（同法第5条、第6条）。そして、当該届出書の記載内容と実質的に同じ内容の目論見書を作成して、有価証券の募集または売出しをしなければならない（同法第13条、第15条）。流通市場における規定によれば、有価証券届出書を提出した会社、金融商品取引所に
有価証券を上場している会社などは、事業年度ごとに事業年度経過後3か月以内に有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない（同法第24条）。同様に、当該会社の事業年度が3か月を超える場合は、3か月ごとに、当該各期間経過後45日以内に四半期報告書⁵⁾を内閣総理大臣に提出しなければならない（同法第24条の4の7）。このような発行市場および流通市場で提出が求められている有価証券届出書や有価証券報告書などの書類は、関東財務局や金融商品取引所などで一定期間公衆の縦覧に供しなければならないとされている（同法第25条）。また、現在、これらの書類は金融庁がインターネットを利用して広く一般に提供するEDINET（金融庁による有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて24時間閲覧可能となっている。

このような法定の企業情報開示制度とは別に、証券取引所は、上場会社に対して決算短信の提出を求めている。決算短信は、きわめて早期の情報公開である点で顕著な特徴を有しており（桜井2023：294）、事業年度又は連結会計年度に係る決算については、決算期末後45日以内の開示が適当であり、30日以内の開示がより望ましいとされている。決算短信では、当期の決算情報（売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産など）のほか、投資意思決定に有用な将来の情報として、次期の業績予測も開示されている。決算短信は、証券取引所の適時開示情報閲覧サービスなどで閲覧可能である。

以上の法定および法定に準ずる情報公開のほか、近年では、アニュアルレポートなどを用いて企業が自らの活動や財務状況を自主的に公表するようになった。さらに、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）に基づく社会的活動をまとめたサステナビリティレポートを作成・開示する企業も増えている。サステナビリティレポートは、持続可能な社会形成のために企業が配慮すべき環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取り組みを判断する材料としても使用されており、これらは主として非財務情報として提供されている。そして、このように企業の開示する情報が増加してきたことに伴い、財務情報と非財務情報を統合した統合報告書を作成する取り組みも増えてきている。

個人投資家層のすそ野拡大により投資者保護が一層重要性を増しているなかで、誰もが、企業から提供されている情報を適切に活用できるようになることが望まれる。

3. 新学習指導要領および同解説の内容

本節では、金融教育に関する家庭科および公民科公共科目の新学習指導要領および同解説の内容を概観する。

3.1. 家庭科

3.1.1. 新学習指導要領

学習指導要領とは、文部科学省が定めるもので、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準となるものをいう（文部科学省ウェブサイト）。

新学習指導要領に基づく家庭科は、「家庭基礎」（2単位）または「家庭総合」（4単位）のどちらかを必修履修科目として選択的に履修させることになっている（文部科学省 2018a : 18）。学習内容はどちらも後述する4つの内容（A～D）で構成している。新学習指導要領に基づく新課程教科書の採択冊数は「家庭基礎」が 581,038 冊であるのに対して、「家庭総合」は 120,927 冊であり（渡辺 2022c : 表 26）、多くの高校では「家庭基礎」（2単位）を選択している状況にある。そこで、本稿は、「家庭基礎」を対象として検討する。

新学習指導要領は、家庭科を「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の4つの内容で構成している。成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「C 持続可能な消費生活・環境」については、第1学年および第2学年で履修させることを予定している（文部科学省 2018b : 86）。

家庭科において、金融に関する学習が行われるのは、主に、「C 持続可能な消費生活・環境」の(1) 生活における経済の計画においてである。新学習指導要領は、当該項目について、次のアおよびイを身に付けることができるよう指導するとしている。そして、その内容の範囲や程度については、ウの事項に配慮するものとしている。

C (1) 生活における経済の計画

ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などに関連付けて考察すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容のCの(1)のイについては、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対

応などについても触れること。

(出所) 文部科学省 (2018a) pp. 183-184 をもとに作成

3.1.2. 新学習指導要領解説

学習指導要領解説は、学習指導要領の趣旨を詳細に説明したものであり、法的拘束力のある文書ではないが、教科書の編集作業などにおいて参考にされるものである。したがって、当該解説の内容は、教科書や各学校での授業に影響を与えるものとなっている (栗原 2021 : 130)。

上記学習指導要領の C (1) について同解説では、次のように説明されている。

ここでは、生活の基盤としての家計管理の重要性や家計と経済との関わりについて理解するとともに、収入と支出のバランスの重要性やリスク管理の必要性を踏まえた上で、将来にわたる不測の事態に備えた経済計画についても考察できるようにすることをねらいとしている (文部科学省 2018b : 38-39)。

さらに、C (1) アについては、次のように取り扱うものとされている。

家計の構造や生活における経済と社会との関わりについては、可処分所得や非消費支出の分析など具体的な事例を通して、家計の構造を理解するとともに、家庭経済と国民経済の関わりなど経済循環における家計の位置付けとその役割の重要性について理解できるようにする。

家計管理については、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できるようにする。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴 (メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。

(文部科学省 2018b : 39)

C (1) イについては、次のように取り扱うものとされている。

生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性については、各ライフステージの特徴と課題、家族構成や収入・支出の変化、生涯の賃金や働き方、社会保障制度などに関連付けながら考えることができるようにする。また、将来を見通して、事故や病気、失業、

災害などの不可避的なリスクや、年金生活へのリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考察できるようにする。

(文部科学省 2018b, p. 39)

このように新学習指導要領解説で示された内容について、栗原（2021：137）は、「この説明でポイントとなる用語は、収支バランス、リスク管理、生涯を見通した経済計画、金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点である」としたうえで、「収支バランス」⁶⁾、「リスク管理」⁷⁾ および「生涯を見通した経済計画」⁸⁾ については従来から家庭科で扱われてきた内容であるのに対して、「金融商品の特徴（メリット、デメリット）」および「資産形成の視点」については、これまで学習指導要領や同解説で取り上げられることのなかった内容であることを指摘している。

3.2. 公民科公共科目

3.2.1. 新学習指導要領

公民科は、今回の学習指導要領改訂により、新しい必修科目として「公共」（2単位）が設置された。生徒は、公共を第1学年および第2学年で履修し、その後、選択科目として「倫理」（2単位）および「政治・経済」（2単位）を履修できる（文部科学省 2018c：26）。これは、選挙権年齢および成年年齢が18歳に引き下げられたことなどを踏まえたものである（文部科学省 2018c：27）。

新学習指導要領は、公民科公共科目を「A 公共の扉」、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3つの内容で構成している。

公共において、金融に関する学習が行われるのは、主に、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」のなかの後述するア（9）においてである。新学習指導要領は、「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」（文部科学省 2018a：81）として、次のように定めている。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

・・・(省略)・・・

(ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。

・・・(省略)・・・

(出所) 文部科学省 (2018a) p. 81 をもとに作成

そして、学習指導要領は、「内容の取扱い」において『金融の働き』については、金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れること（文部科学省 2018a : 83）を求めている。

3.2.2. 新学習指導要領解説

学習指導要領解説では、金融に関する学習内容について次のように説明されている。

金融の働きについては、現代の経済社会における金融の意義や役割を理解できるようにするとともに、金融市場の仕組みと金利の働き、銀行、証券会社、保険会社など各種金融機関の役割、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解できるようにする。

なお、「金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れること」(内容の取扱い)が必要であり、金融は、家計や企業からの資金を様々な経済主体に投資することで資本を増加させ、生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにする。また、近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化などを理解できるようにするとともに、フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である。

金融の働き…に関わる**具体的な主題**については、例えば、起業のための資金はどのようにすれば確保できるか、中央銀行はデフレーションに対処するためにどのような政策がと

れるか、といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。

その際、例えば、資金を必要とする企業は銀行などからの借入によるだけではなく、株式や社債の発行によっても資金調達ができること、経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから、企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められており、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていること、中央銀行は政策金利を引き下げたり、市場に供給する資金量を増やしたりしてデフレーションに対処していることなどの観点から多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。なお、その際、企業の会計情報の活用などにより、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることができるよう、指導を工夫することも考えられる。

(文部科学省 2018c : 70-71、下線は引用者が追加。)

このように学習指導要領解説は、学習指導要領が「内容の取扱い」において「金融とは経済主体間の資金の融通であること」の理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れること」を求めていることを踏まえ、「金融は、家計や企業からの資金を様々な経済主体に投資することで資本を増加させ、生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにする」と具体的に示すことで、投資には社会の生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割があるということを高校生に理解させようとしている。

栗原 (2021 : 135) によれば、様々な金融商品を活用した資産運用にとまなうリスクとリターンについて理解させるという指摘は、従来なく、若い頃からパーソナルファイナンスに関わる知識が求められるようになっている時代背景を受けたものである。また、企業会計に関する学習を求めている点も従来にはなかった指摘であるとされている (栗原 2021 : 135-136)。

3.3. 小括

家庭科では、生活における経済の計画について学ぶ。新学習指導要領解説において、「金融商品の特徴 (メリット、デメリット)」および「資産形成の視点」について触れることが新たに示された。これらはこれまで学習指導要領や同解説で取り上げられることのなかった内容である。

公民科公共科目では、金融の働きを学ぶ。新学習指導要領解説において、投資には社会の生産性を高め社会を豊かに発展させる役割があること、および、様々な金融商品を活用した資産運用にとまなうリスクとリターンを理解できるようにすることが示された。そして、金融の働きに関

わる具体的な主題の例として、経営者と投資者などとの間の情報の非対称性を解消するために企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められていることや、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていることなどが示された。これらはこれまで学習指導要領や同解説で取り上げられることのなかった内容である。

4. 高等学校における金融教育の課題

学習指導要領の改訂にともない、各教科書会社から新課程教科書が出版された。わが国では、学校教育法により、小・中・高等学校等の教科書について教科書検定制度が採用されている（文部科学省ウェブサイト）。教科書検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものについて教科書として使用することを認めることである（文部科学省ウェブサイト）。当該審査においては、教科書の内容が学習指導要領に沿ったものであるかどうか審査される。

資産形成にあたっては、金融商品の特徴のみならず、それらを適切に選択するための情報を入手し、意思決定のために情報を活用する能力が必要である。そのためには、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用について、生徒に教示されることが望まれる。本節では、このような視点から、各社発行の新課程教科書の記載内容を整理したうえで、高等学校の金融教育における課題を検討する。

4.1. 家庭科

4.1.1. 2022 年度高校教科書「家庭基礎」の採択状況

文部科学省の「2022 年度高校教科書採択状況」によると、新課程の「家庭基礎」の採択状況は図表 1 のとおりである⁹⁾。占有率第 1 位は東京書籍の『家庭基礎 自立・共生・創造』で 37.2%、第 2 位は実教出版の『家庭基礎 気づく力 築く未来』で 15.1%、第 3 位は実教出版の『図説家庭基礎』で 11.1%、第 4 位は第一学習社の『高等学校 家庭基礎 持続可能な未来をつくる』で 8.7%、第 5 位は大修館書店の『クリエイティブ・リビング Creative Living 「家庭基礎」で生活をつくろう』で 5.8%となっている。第 6 位以降の 5 教科書の合計占有率は 22.2%である。

(図表 1) 「家庭基礎」採択冊数等一覧

順位	発行者	教科書名	冊数 (冊)	占有率 (%)
1	東書	家庭基礎 自立・共生・創造 (家基 701)	216,196	37.2

2	実教	家庭基礎 気づく力 築く未来 (家基 705)	87,628	15.1
3	実教	図説家庭基礎 (家基 707)	64,490	11.1
4	第一	高等学校 家庭基礎 持続可能な未来をつくる (家基 710)	50,566	8.7
5	大修館	Creative Living 『家庭基礎』で生活をつくろう (家基 709)	33,478	5.8
6	教図	家庭基礎 つながる暮らし 共に創る未来 (家基 703)	32,792	5.6
7	教図	未来へつなぐ 家庭基礎 365 (家基 702)	31,233	5.4
8	実教	Agenda 家庭基礎 (家基 706)	25,544	4.4
9	教図	Survive!! 高等学校家庭基礎 (家基 704)	20,173	3.5
10	開隆堂	家庭基礎 明日の生活を築く (家基 708)	18,938	3.3
合計			581,038	100.0

(出所) 渡辺 (2022c) p. 14 <表 26>に一部加筆して作成。

新課程教科書は計 10 冊出版されているが、占有率上位 2 位までで全体の過半数を占めているように、教科書の採択には偏りがある。

4.1.2. 各教科書の記載内容

栗城 (2023) によれば、新学習指導要領解説で新たに示された「金融商品の特徴 (メリット、デメリット)」および「資産形成の視点」について、10 冊の新課程教科書を比較すると、「金融商品の特徴 (メリット、デメリット)」の記載内容についてはおおむね共通している。各教科書において、預金、民間保険、債券、株式、投資信託の内容およびこれらの特徴が安全性・収益性・流動性の観点から説明されている。一般的に安全性・流動性・収益性の 3 つの条件すべてを満たす金融商品はないということが説明されている。教科書の記載はそれぞれで若干異なるが、預金は安全性および流動性が高いが収益性は低いのに対して、債券や株式、投資信託は高い収益を上げる可能性を持っているが安全性が低いということが生徒に教示されるものと考えられる。預金は元本割れがないと記載している教科書もあった。さらに、信用取引や外国為替証拠金取引 (FX 取引) について説明している教科書もあった。

「資産形成の視点」の記載内容については、以下のような内容が記載されており、ばらつきがある (栗城 2023 : 8-9)。

- ・ 目的や計画に合わせて金融資産を適切に選択し、資産を形成する。(家基 701、家基 702、家基 703、家基 707、家基 709)
- ・ 金融商品の選択にあたっては、十分な情報収集を行う。(家基 705、家基 707、家基 708)

- ・ 利益と損失に責任を持つ。(家基 705、家基 707)
- ・ リスクコントロールの手法として、長期・積立・分散を活用する。(家基 706)
- ・ 企業の財務情報のみならず、環境や社会への配慮・企業統治の状況を評価して投資先を決める ESG 投資が広がっている。(家基 701、家基 704、家基 710)
- ・ 日本人の現金志向を外国の金融資産構成比を見せながら考えさせる。(家基 702、家基 703)
- ・ 政府が、貯蓄から投資(資産形成)へ促している。(家基 708、家基 709)

また、「絶対に確保しておきたいお金は安全性を重視して預貯金し、余剰資金は損失が出ることも想定しつつ、収益性を重視し投資を選ぶ」(家基 709) や「老後資金のようにしばらく使わないお金であれば、流動性が低くても収益性の高さに期待できる金融商品での運用も有効である」(家基 704) のように、具体的な資産運用方法を指南する教科書もあった。

新課程教科書において、どのような情報をもとに投資先を決めればよいのかについて扱っている教科書は 10 冊中 3 冊(家基 701、家基 704、家基 710)にとどまる。当該教科書の占有率は図表 1 より、49.4%である。また、これらの教科書においても、企業の財務情報のみならず、環境や社会への配慮・企業統治の状況を評価して投資先を決める ESG 投資が広がっていることが述べられているにすぎず、投資者保護のために設けられている、上述した法定(法定に準ずるものを含む。)の企業情報開示制度および企業による任意の情報開示、並びにそれらによって提供されている情報の活用についての記載はない。そのため、家庭科において、これらが生徒に教示される可能性は低い。

4.2. 公民科公共科目

4.2.1. 2022 年度高校教科書「公共」の採択状況

文部科学省の「2022 年度高校教科書採択状況」によると、新課程の「公共」の採択状況は図表 2 のとおりである。占有率第 1 位は東京書籍の『公共』で 19.4%、第 2 位は第一学習社の『高等学校 新公共』で 13.7%、第 3 位は実教出版の『公共』で 13.5%、第 4 位は第一学習社の『高等学校 公共』で 10.0%、第 5 位は帝国書院の『高等学校 公共』で 8.4%となっている。第 6 位以降の 7 教科書の合計占有率は 34.9%である。

(図表 2) 「公共」採択冊数等一覧

順位	発行者	教科書名	冊数 (冊)	占有率 (%)
1	東書	公共 (公共 701)	112,282	19.4
2	第一	高等学校 新公共 (公共 711)	79,341	13.7

3	実教	公共（公共 704）	78,366	13.5
4	第一	高等学校 公共（公共 710）	57,987	10.0
5	帝国	高等学校 公共（公共 707）	48,733	8.4
6	実教	詳述公共（公共 703）	47,710	8.2
7	教図	公共（公共 702）	44,322	7.6
8	数研	高等学校 公共 これからの社会について考える（公共 709）	36,168	6.2
9	数研	公共（公共 713）	28,269	4.9
10	清水	高等学校 公共 私たちがひらく未来・社会（公共 705）	17,309	3.0
11	東法	公共（公共 712）	15,065	2.6
12	清水	私たちの公共 資料から考える現代社会の課題（公共 706）	13,843	2.4
合計			579,395	100.0

(出所) 渡辺 (2022b) p.10<表 1>に一部加筆して作成。

新課程教科書は計 12 冊出版されている。占有率上位 4 位までで全体の過半数を占めているように、教科書の採択には偏りがある。

4.2.2. 各教科書の記載内容

第 3 節第 2 項で概観したように、公民科公共科目では、「企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められていることや、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていること」(文部科学省 2018c : 71)などを学ぶ。

そこで、(1) 企業による情報開示について説明がなされているかどうか (図表 3 では「企業情報開示」欄に記載する。)、(2) 企業情報のなかでも専門的知識が必要となる基本的な財務諸表 (貸借対照表および損益計算書) の見方について説明がなされているかどうか (図表 3 では「基本的な財務諸表の見方」欄に記載する。) という点から新課程教科書の内容を整理した。その結果は図表 3 のとおりである。

(図表 3) 「公共」教科書の内容

教科書	企業情報開示	基本的な財務諸表の見方
公共 701 (東書)	「現代の企業は、その経営実態について積極的に情報公開 (ディスクロージャー) を行い、不正を行わな	貸借対照表と損益計算書について説明している。貸借対照表については、図を用いて見方を説明してい

	<p>いようにコンプライアンス（法令遵守）を重視し、社外取締役や監査役など外部から意見を取り入れることで、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を強化しなければならない。」（p. 117）</p>	<p>る。（p. 117）</p>
<p>公共 702 （教図）</p>	<p>「借り手である企業は、銀行や投資家に対して責任が生じるため、会計情報の適正な開示や、法にのっとった健全な経営が求められる。」（p. 150）</p> <p>「企業は市場から資金を調達するために、法に基づく適正な会計情報を開示することが義務付けられている。」（p. 151）</p> <p>「アニュアルレポートとは、年に1回、株主や投資家に配布される年次報告書である。インターネットでも公開されている場合が多く、私たちも閲覧することができる。」（p. 157）</p>	<p>貸借対照表について、例を用いて見方を説明している。（p. 151）</p>
<p>公共 703 （実教）</p>	<p>「近年では、高配当の維持やキャピタルゲインの実現など株主の利益を最大化することが重視され、この観点から経営者を監督する企業統治（コーポレート・ガバナンス）の強化や、企業情報の開示（ディスクロージャー）、社外監査役の採用などが求められるようになり、取締役を監視と執行の二つの機能に分離する企業も増えてきている。」（pp. 158-159）</p> <p>「資金を提供してくれた機関には、損益計算書などの財務情報を適切に開示しなければならないのは当然である。」（p. 163）</p>	<p>—</p>
<p>公共 704 （実教）</p>	<p>「経営者の行動が、株主の利益に反しないよう管理・監督する、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が進められ、経営内容を公開するディスクロージャーも一般的な傾向になっている。」（p. 111）</p>	<p>—</p>
<p>公共 705 （清水）</p>	<p>「適切な企業統治には、株主などのステークホルダー（利害関係者）が適切な判断ができるように、企業経営情報の開示（ディスクロージャー）が求められる</p>	<p>—</p>

	る。」(p.167)	
公共 706 (清水)	「企業は会計年度末に決算を行い、財務諸表を公示することが義務付けられています。」(p.117)	貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書について説明している。損益計算書については、例を用いて見方を説明している。(p.117)
公共 707 (帝国)	「株主に資金を提供してもらうため、企業は四半期(3か月)ごとに、企業の事業や財務の状況などを表した有価証券報告書等を作成するなど、情報公開に努めている。」(p.145)	貸借対照表と損益計算書について説明している。さらに、貸借対照表と損益計算書について、それぞれ例を用いて見方を説明している。(p.145)
公共 709 (数研)	「企業には、財務状況などに加え、商品の安全性や経営にかかわる問題などのマイナス面も含めた情報開示(ディスクロージャー)が求められる。」(p.147)	—
公共 710 (第一)	「株式会社も、内部統制の確立、社外取締役の選任、財務情報などの適正な情報公開(ディスクロージャー)のための監査役の設定などといった努力を重ねている。」(p.175) 「直接金融では、企業が会計情報を一般に公表することによって、資金の出し手である株主や投資家などからの企業への統治がはたらくとともに、企業による投資家からの資金調達を容易にする。」(p.203)	貸借対照表と損益計算書について説明している。さらに、貸借対照表と損益計算書について、それぞれ例を用いて見方を説明している。(p.178)
公共 711 (第一)	「経営者は、株主や会社の利益を損 ^{そこ} なわないように経営する責任があり、企業は投資家に対して、財務情報を開示するディスクロージャーの義務を負っている。」(p.124)	貸借対照表と損益計算書について説明している。さらに、貸借対照表と損益計算書について、それぞれ例を用いて見方を説明している。(p.125)
公共 712 (東法)	「経営者の企業倫理の確立のためにも、経営内容の公開(ディスクロージャー)の拡充も求められている。」(p.103) 「上場した場合には、情報公開や財務の状況などについて厳しい条件が課され、社会的信用 ^{しつゝい} を失墜 ^{はいし} するような行為があった場合には、上場廃止もあり得る。」(p.105) 「企業がもうかっているのかどうか、どれだけ	貸借対照表と損益計算書について説明している。さらに、貸借対照表と損益計算書を例示している。(p.105)

	しゃっきん 借 金 をしているのか、どれだけ資金を保有しているのかがわかる企業の財務諸表などの会計情報は、証券取引所に上場されると株主・投資家への公開が義務付けられている。」(p.105)	
公共 713 (数研)	「企業には、財務状況などに加え、商品の安全性や経営にかかわる問題などのマイナス面も含めた情報開示 (ディスクロージャー) が求められる。」(p.123)	—

(出所) 各教科書から一部抜粋または各教科書の記載内容をもとに作成。

(1) については、学習指導要領解説において「経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから、企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められている」と示されているため、すべての新課程教科書において記載がなされていた。

(2) については、貸借対照表と損益計算書の説明に加え例を用いて両者の見方を説明している教科書が 3 冊 (公共 707、公共 710、公共 711)、貸借対照表と損益計算書の説明に加え両者を例示している教科書が 1 冊 (公共 712)、貸借対照表と損益計算書の説明に加え例を用いていずれかの計算表の見方を説明している教科書が 2 冊 (公共 701、公共 706)、貸借対照表のみを説明している教科書が 1 冊 (公共 702)、何ら説明のない教科書が 5 冊 (公共 703、公共 704、公共 705、公共 709、公共 713) である。このように、基本的な財務諸表 (貸借対照表および損益計算書) の扱いには、ばらつきがある。もっとも生徒の理解が進むと考えられる、貸借対照表と損益計算書の説明に加え例を用いて両者の見方を説明または例示している教科書は 12 冊中 4 冊 (公共 707、公共 710、公共 711、公共 712) にとどまる。当該教科書の占有率は図表 3 より、34.7%である。これに対して、何ら説明のない教科書も 12 冊中 5 冊 (公共 703、公共 704、公共 705、公共 709、公共 713) あった。当該教科書の占有率は図表 3 より、35.8%である。

4.3. 高等学校における金融教育の課題

第 3 節 3 項で述べたとおり、家庭科では、生活における経済の計画について学ぶ。新学習指導要領解説において、金融商品の特徴 (メリット、デメリット) および資産形成の視点について触れることが新たに示された。これに対して、公民科公共科目では、金融の働きを学ぶ。新学習指導要領解説において、投資には社会の生産性を高め社会を豊かに発展させる役割があること、および、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンを理解できるようにすることが示された。そして、金融の働きに関わる具体的な主題の例として、経営者と投資者の間の

情報の非対称性を解消するために企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められていることや、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていることなどが示された。このように、家庭科では、主として資産形成の視点から投資を扱っているのに対して、公民科公共科目では、投資をその社会的意義とともに扱っている点で異なっている。また、社会の仕組みとして企業による情報開示について触れていることも当該科目の特徴である。

資産形成にあたっては、金融商品の特徴のみならず、それらを適切に選択するための情報を入手し、意思決定のために情報を活用する能力が必要である。そのためには、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用について、生徒に教示されることが望まれる。

このような視点から家庭科および公民科公共科目の教科書の記載内容を検討した結果、投資者保護の観点からは、家庭科と公民科を切り離すのではなく、両科目の横断的学習の機会が生徒に提供されることが必要であるといえる。主として資産形成をする側の視点から投資を扱っている家庭科では、新課程教科書において、どのような情報をもとに投資先を決めればよいのかについて扱っている教科書は10冊中3冊にとどまりその占有率は49.4%である。また、これらの教科書においても、企業の財務情報のみならず、環境や社会への配慮・企業統治の状況を評価して投資先を決める ESG 投資が広がっていることが述べられているにすぎず、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用についての記載はないため、これらが生徒に教示される可能性は低い。一方で、企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用は、公民科公共科目において扱われている内容である。

しかしながら、公民科公共科目の教科書の記載内容を整理した第4節第2項によると、企業による情報開示についてはすべての教科書に記載があるが、企業情報のなかでも専門的知識が必要となる基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方の扱いについては教科書ごとにばらつきがあった。もっとも生徒の理解が進むと考えられる、貸借対照表と損益計算書の説明に加え例を用いて両者の見方を説明している、または貸借対照表と損益計算書の説明に加え両者を例示している教科書は12冊中4冊であり、これらの教科書の占有率は34.7%にとどまる。反対に何ら説明のない教科書は12冊中5冊あり、これらの教科書の占有率は35.8%である。

このように基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方の扱いにばらつきがあるのは、公民科公共科目の学習指導要領解説において、基本的な財務諸表の見方を教示することまで示されていないためと考えられる。学習指導要領解説における企業会計に関する記載は、「企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められていることや、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保され

る仕組みになっていること」(文部科学省 2018c : 71) や「企業の会計情報の活用などにより、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることができるよう、指導を工夫することも考えられる」(文部科学省 2018c : 71) という記載にとどまっている。

新学習指導要領第 1 章総則第 2 款 2 (1) では、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力 (情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等と特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」(文部科学省 2018a, p. 20) と示された。そして、新学習指導要領解説「総則編」では、当該記述の「情報活用能力」について、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きと捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である」(文部科学省 2018c, p. 54) とされている。情報および情報技術を適切かつ効果的に活用する情報活用能力を育成していくことが求められている。

個人投資家層のすそ野拡大により、投資者保護が一層重要性を増しているなかで、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用について、生徒に教示されることが望まれる。とくに、企業から提供される情報の主要な部分に位置付けられる財務諸表については、企業が提供する情報のなかで他の情報に比べて専門的な知識が必要であるから、当該情報の活用能力を育成するために、高等学校普通科においても基本的な財務諸表 (貸借対照表および損益計算書) の見方についても生徒に教示されるよう、学習指導要領および同解説で示すことが必要である。

5. おわりに—総括と今後の課題—

本稿は、投資者保護の観点から、高等学校における金融教育の課題を検討した。以下に、本稿を総括する。

第 2 節では、政府による「貯蓄から投資」の方針を踏まえ、重要性の増している投資者保護のために設けられている制度を概観した。現行の NISA 制度導入後、とくに、20 歳代から 30 歳代の若年層の利用が急拡大している。今後、「資産所得倍増プラン」の新 NISA が導入され、政府による資産形成への働きかけが強まれば、個人投資家はさらに増加するものと考えられる。しかしこのことにより、国民の財産がリスクに晒される蓋然性が高まることが指摘されている。個人投資家層のすそ野拡大により投資者保護が一層重要性を増しているなかで、誰もが、企業から提供されている情報を適切に活用できるようになることが望まれる。

第 3 節では、金融教育に関する家庭科および公民科公共科目の新学習指導要領および同解説の内容を概観した。家庭科では、生活における経済の計画について学ぶ。新学習指導要領解説にお

いて、「金融商品の特徴（メリット、デメリット）」および「資産形成の視点」について触れることが新たに示された。これらはこれまで学習指導要領や同解説で取り上げられることのなかった内容である。公民科公共科目では、金融の働きを学ぶ。新学習指導要領解説において、投資には社会の生産性を高め社会を豊かに発展させる役割があること、および、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンを理解できるようにすることが示された。そして、金融の働きに関わる具体的な主題の例として、経営者と投資者などとの間の情報の非対称性を解消するために企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められていることや、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていることなどが示された。これらはこれまで学習指導要領や同解説で取り上げられることのなかった内容である。

第4節では、投資者保護の観点から、各社発行の新課程教科書の記載内容を整理したうえで、金融教育の課題を検討した。資産形成にあたっては、金融商品の特徴のみならず、それらを適切に選択するための情報を入手し、意思決定のために情報を活用する能力が必要である。そのためには、投資者保護のために設けられている企業による情報開示およびそれによって提供されている情報の活用について、生徒に教示されることが望まれる。投資者保護の観点から、高等学校の金融教育を検討した結果、家庭科と公民科を切り離すのではなく、両科目の横断的学習の機会が生徒に提供されることが必要であるといえる。しかしながら、企業情報のなかでも専門的知識が必要となる基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方の扱いについては公民科公共科目の教科書ごとにばらつきがある。この要因は、同科目の学習指導要領解説において、基本的な財務諸表の見方を教示することまで示されていないことにあると考えられる。企業よって提供されている情報の活用能力を育成するために、高等学校普通科においても基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方についても生徒に教示されるよう、学習指導要領および同解説で示す必要がある。

以上を通して、本稿は、投資者保護の観点から、高等学校の金融教育における家庭科と公民科の横断的学習の必要性を明らかにした。また、企業よって提供されている情報の活用能力を育成するために、企業情報のなかで主要な部分に位置付けられる一方で専門的知識が必要となる基本的な財務諸表（貸借対照表および損益計算書）の見方について生徒に教示されるよう、学習指導要領および同解説で示す必要があることを指摘した。

しかしながら、本稿は、家庭科と公民科の横断的学習の実行可能性について検討できていないという限界がある。これを検討するためには、高等学校教員へのヒアリング調査等の実施が必要である。

また、投資にあたっては、適切な情報利用のみならず投資リスクへの理解が重要である。投資

リスクには、企業によって提供されている情報を適切に活用したとしても回避できないリスクが存在する。株式投資の場合、株価変動をもたらす主要な要因は企業業績であるが、その他にも、景気、金利、外国為替相場、政治、国際情勢、災害などの影響を受ける。家庭科の教科書には金融商品の特徴（メリット、デメリット）が記載され、公民科公共科目の教科書には様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンが記載されているが、投資リスクを理解させる教育が適切に行われているのかについて調査する必要がある。さらに、投資は自己責任で行うことが市場経済における基本的なルールとなっているため、投資の失敗による損失は自ら負担しなければならない。これにより生活が立ち行かなくなるおそれもある。このような事態を避けるために投資は余裕資金で行うことが重要であるが、自ら生計を立てていない高校生に対してどのように理解させるべきかという問題もある。これらの点については今後の検討課題としたい。

参考文献

青井美帆他（2022）．『公共』東京法令出版．

大芝亮他（2022）．『私たちの公共 資料から考える現代社会の課題』清水書院．

大藪千穂・堀江雅子（2022）．「高校家庭科における資産形成・投資教育」『生命保険論集』
(220): 1-23.

株式会社 SBI 証券ウェブサイト（2022）．「SBI 証券、預り資産残高 30 兆円突破のお知らせ
(2023 年 8 月 15 日)」(https://www.sbigroup.co.jp/news/2023/0815_14010.html) ．

荻部直他（2022）．『高等学校 公共』帝国書院．

桐山孝信他（2022）．『公共』実教出版．

金融庁（2022）．「高校生のための金融リテラシー講座」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>) ．

金融庁ウェブサイト．「ジュニア NISA の概要」
(<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/junior/overview/index.html>) ．

栗城綾子（2023）．「高等学校家庭科における金融教育の課題—情報活用の観点から—」『産業
経理』83(3): 1-12.

栗原久（2021）．「日本の新学習指導要領における金融教育—日本経済再生への国家戦略として
—」『東アジア経済教育国際カンファレンス論文集』13: 127-147.

桜井久勝（2023）．『財務会計講義（第 24 版）』中央経済社．

鈴木寛他（2022）．『公共』教育図書．

- 内閣府 (2022) . 「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ―課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現―」 (<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/decision0607.html>) .
- 内閣官房 (2022b) . 「資産所得倍増プラン」 (新しい資本主義実現会議第 13 回資料 3) (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html) .
- 中川千文 (2022) . 「高校家庭科でなぜ『金融・投資教育』『教育』(921): 88-95.
- 中野勝郎他 (2022) . 『高等学校 公共 私たちがひらく未来・社会』清水書院.
- 中村達也他 (2022) . 『詳述公共』実教出版.
- 野崎哲哉 (2022) . 「日本における金融教育の現状と課題―“貯蓄から投資へ”推進の問題点をふまえて―」『三重大学法経論叢』 40 (1): 33-52.
- 伏島礼子・笥敏子・中川千文 (2022) . 「学習指導要領・教科書では『金融教育』をどう扱っているか」『家教連家庭科研究』(369): 16-19.
- 間宮陽介他 (2022) . 『公共』東京書籍.
- 文部科学省 (2018a) . 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)』東山書房.
- 文部科学省 (2018b) . 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 家庭編』教育図書.
- 文部科学省 (2018c) . 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 公民編』東京書籍.
- 文部科学省 (2018d) . 「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編」 (https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf) .
- 文部科学省 (2019) . 「新学習指導要領のポイント (情報活用能力の育成・ICT 活用)」 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/21/1416331_001.pdf) .
- 文部科学省ウェブサイト. 「学習指導要領とは何か？」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm) .
- 文部科学省ウェブサイト. 「教科書検定の趣旨」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235088.htm) .
- 谷田部玲生他 (2022) . 『高等学校 公共』第一学習社.
- 谷田部玲生他 (2022) . 『高等学校 新公共』第一学習社.
- 矢野智司他 (2022) . 『高等学校 公共 これからの社会について考える』数研出版.
- 若杉明 (1998) . 「会計ディスクロージャーの役割と問題点」『企業会計』 50 (1): 36-42.
- 渡辺敦司 (2022a) . 「22 年度高校教科書採択状況―文科省まとめ (上) 新課程スタートで総数が 4.3%増―」『内外教育』 (6975): 8-15.

渡辺敦司 (2022b) . 「22 年度高校教科書採択状況—文科省まとめ (中) 公民と理科は冊数減に—」
『内外教育』 (6977): 10-17.

渡辺敦司 (2022c) . 「22 年度高校教科書採択状況—文科省まとめ (下) 理数探求基礎に 1 万 6506
冊—」『内外教育』 (6979): 6-15.

(1) 2000 年代前半から推進されてきた日本における金融教育の経緯については、野崎 (2022) が詳しい。

(2) 税制措置については、今後の税制改正過程において検討するとされていたが (内閣官房 2022: 3)、その後、令和 5 年度税制改正の大綱等において、2024 年以降の NISA 制度の抜本的拡充・恒久化の方針が示された。

(3) このほかに未成年者を対象とした「ジュニア NISA」があるが、投資可能期間は 2023 年までとなっており、2024 年以降新規購入はできない (金融庁ウェブサイト)。

(4) SBI 証券は、主要ネット証券 (SBI 証券、楽天証券、マネックス証券、松井証券、au カブコム証券) において、預り資産残高、口座数、株式委託売買代金で第一位である (2023 年 8 月 15 日時点、自社調べ) (株式会社 SBI 証券ウェブサイト)。

(5) 四半期報告書は 2024 年 4 月 1 日に廃止される予定である。

(6) 収支バランスは収入と支出のバランスをとることであり、小学校から家庭科で重視されている学習内容である (栗原 2021 : 137)。

(7) リスク管理は、病気や事故、失業、火災など想定されるリスクに対し、預金や保険などで備えることである。これについても、従来から家庭科で扱われてきた内容である。(栗原 2021 : 137)

(8) 生涯を見通した経済計画については、進学や結婚、住宅購入などのライフイベントにいくらかかるのか想定し、その費用の蓄え方などをシミュレーションさせる学習である。これについても、家庭科だけでなく、中学校社会科公民的分野でも扱われることのある、おなじみの学習内容である。(栗原 2021 : 137)

(9) 当該採択状況は、都道府県教育委員会から報告された国公立の生徒用と教師用の必要見込数を集計したものである (渡辺 2022a : 8)。